

○財務省告示第二百二十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年七月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年八月八日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号
二	発行の根拠
三	法律及びその振替法の適用等
四	発行方法
五	募入決定の方法

利付国庫債券（五年）（第二百二十回、第二百二十一回、第二百二十二回、第二百二十三回、第二百二十四回、第二百五回、第二百二十六回及び第二百二十七回）、利付国庫債券（十年）（第二百九十八回、第二百九十九回及び第三百回）及び第三百七回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十三回、第四十四回、第四十五回及び第四十八回）

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

利回り格差（第十七号）に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次

日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五 償還期 額（別表のとおり）
十六 償還金額につき百円
十七 入札の基準額は、平成二十

九年七月十九日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値に掲載された平均値の単利回り（平成十九年七月十九日午前は、訂正前の訂正された場合には、訂正後の当該

十八 元利金支 日本銀行（とする。）

十九 払込参加者 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十九年七月二十一日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
利付国庫債券 （五年） （第五回）	〇・二%	平成九年三月二十一日	三百十五億
利付国庫債券 （五年） （第九回）	〇・一%	平成九年三月二十一日	八百三十億

（（利 第二付 四十年 六回） 国庫債 券）	（（利 第二付 四十年 三回） 国庫債 券）	（（利 第三付 三年百 七回） 国庫債 券）	（（利 第三付 三年百 六回） 国庫債 券）	（（利 第八付 二年百 九十） 国庫債 券）	（（利 回第五 百年二 十七） 国庫債 券）	（（利 回第五 百年二 十六） 国庫債 券）	（（利 回第五 百年二 十五） 国庫債 券）	（（利 回第五 百年二 十四） 国庫債 券）	（（利 回第五 百年二 十三） 国庫債 券）	（（利 回第五 百年二 十二） 国庫債 券）
二 ・ 二 %	二 ・ 九 %	一 ・ 三 %	一 ・ 四 %	一 ・ 三 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %
二年平 日六成 三月二 十二	日年平 日九成 三月二 十一	日年平 日三成 三月二 十二	日年平 日三成 三月二 十二	日十年平 日二成 三月二 十年	日年平 日三成 三月二 十三	十年平 日十成 二月二 十二	日年平 日九成 三月二 十二	日年平 日六成 三月二 十二	日年平 日三成 三月二 十二	十年平 日十成 二月二 十一
五十 七億 円	四 億 円	億二 百二 十六	七 十八 億 円	五 十億 円	円四 百六 十億	四 十九 億 円	四 億 円	四 十三 億 円	億三 百八 十四	億四 百五 十三

（（利 第二付 四十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第二付 四十国 十年庫 七）債 回 券 ）
二 ・ 五 %	二 ・ 二 %
十年平 一十成 日二三 月十 二二	一年平 日九成 月三 二十 十二
三 十 二 億 円	四 億 円